

関係各位

2018年6月25日
公益社団法人日本複製権センター
JRRC-20180625-01**日本複製権センターでは今秋より管理著作物の電磁的複製の許諾を開始します**

公益社団法人日本複製権センター（以下略称：JRRC 東京都港区 代表理事 理事長 土肥一史・代表理事 副理事長 瀬尾太一）は、10月1日より管理著作物の電磁的複製の許諾を開始することを正式に決定し、文化庁へ使用料規程の改定申請を行う準備に入りました。

これまでJRRCからの許諾範囲は、紙から紙の複製（コピー機での複写）およびファクシミリ送信のみでしたが、今後は、いわゆる著作物をスキャンしPDFやJPEGファイルにするような、電子的方式または電磁的方式で電磁的媒体への複製まで許諾範囲が広がります。ご利用者の皆さまからは早期の電磁的複製の許諾実現のご要望を多数いただいておりますが、ようやく実現の運びとなりました。

今年度の複製利用許諾契約書による許諾期間については、2018年10月1日より2019年3月31日までの6か月間となりますが、来年度以降は現在の利用と同様に4月1日を起点とする1年間の契約になります。

許諾対象となる具体的な管理著作物については、現在、委託者との間で管理委託契約の準備を進めておりますので順次公表して参ります。

また、改定後の使用料規程などの電磁的複製許諾に関する情報は、決定後順次JRRCホームページにて公開いたします。

JRRCは文化庁に登録の指定管理事業者として、また公益社団法人として、多くの権利者の権利を守るとともに、適正な使用料で許諾を行い、利用の円滑化に貢献するという使命をもっていると考えております。電磁的複製許諾においても、この使命に基づいて許諾を行って参りますので皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【公益社団法人日本複製権センター（JRRC）概要】

権利者から著作物の複写等にかかる権利（複製権）の管理を受託し、主に企業等の利用者の出版物を用いた複写等に利用の許諾を与え、使用料を徴収している著作権の集中管理団体。JRRCを構成している正会員団体は現在、著作者団体連合・学術著作権協会・新聞著作権協議会の3団体。2001年著作権等管理事業法に基づき業務実施の登録。2002年同法23条1項により文化庁長官より複写分野の主要な著作権等管理事業者として指定。

URL：<https://jrcc.or.jp/>

所在地：〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3階

【本件に関するお問合せ先】

公益社団法人日本複製権センター事務局：事務局長 小野敏彦

TEL：03-3401-2382（平日9：30～17：30） e-mail：jrcc_info@jrcc.or.jp

以上